

【平成30年1月16日(火) 北海道新聞・読売新聞掲載】

【平成30年2月 1日(木) 北海道新聞掲載】

荷主の
皆様へ

！ 法令違反にご注意ください！

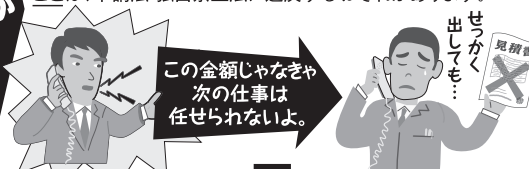
トラックドライバーの労働環境改善
にご理解・ご協力をお願いします。



法令違反と
なるおそれ
があります！

一方的に低い運賃・料金を運送委託等を行っていませんか？

運送委託者が、運送事業者との十分な協議なしに、通常支払われる運賃・料金より著しく低い運賃・料金を不当に定めることは、下請法・独占禁止法に違反するおそれがあります。



要注意！

✓ チェック
ポイント

- ✓ 運賃・料金の設定に際して、運送事業者と十分に協議していますか。
- ✓ 運送委託者の事情のみで運賃・料金の引き下げ要請をしていませんか。

こんな取引
を目指して
みませんか？

- 原価を踏まえた見積をもとに協議を行い、運賃・料金を設定する。また、定期的に協議の上、運賃・料金を見直す。
- 燃料価格上昇など突発的な事態に際しては、随時協議により運賃・料金を見直す。

労働時間を守れない運送を強要していませんか？

運送委託者の指示により、運送事業者が労働時間のルールを守れなくなった場合などには、荷主勧告(※)の対象となるおそれがあります。

(※) 荷主勧告の対象には、直接の運送委託者のみならず、真荷主までが含まれます。

いきなりそんなこと言われても、今から出発だと必要な休憩がとれないよ！



- ✓ 運転者の労働時間のルールを守れないような、運送依頼をしていませんか。
- ✓ 出発時間を遅らせるなど、運送事業者の法令遵守を阻害していませんか。

- 運送委託者は運送事業者と十分な協議の上、発着時間や運行ルートを決定する。
- 至急の運送を依頼する場合は、運送委託者が費用を負担することを前提に、有料道路利用等について協議する。

道民の願い
交通安全

公益社団法人 北海道トラック協会

ホームページもご覧ください

〒064-0809 札幌市中央区南9条西1丁目1-10 ☎(011)531-2215 <http://www.hta.or.jp>